

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号  
の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月21日条例第65号

**改正**

平成28年12月22日条例第56号

平成29年3月27日条例第1号

平成29年6月26日条例第17号

平成29年12月26日条例第34号

平成30年6月26日条例第55号

令和元年9月27日条例第12号

令和3年6月25日条例第19号

令和3年9月29日条例第32号

令和4年12月23日条例第42号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号  
の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、法の例による。

(個人番号を利用することができる事務)

**第3条** 別表第1の左欄に掲げる機関(法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項に規定する保有個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 法別表第2の第2欄に掲げる事務を所掌する機関は、当該事務の処理に関し、自らが保有する特定個人情報ファイルに記載され、又は記録された同表の第4欄に掲げる特定個人情報を効率的

に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

3 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務の処理に関し、自らが保有する特定個人情報ファイルに記載され、又は記録された同表の右欄に掲げる特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

4 法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、前2項の規定は、適用しない。

(特定個人情報の提供)

**第4条** 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

(提出書類に関する特例)

**第5条** 第3条の規定による個人番号の利用があった場合又は前条の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該個人番号に係る特定個人情報又は当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出又は提示が義務付けられているときは、当該書面の提出又は提示があったものとみなす。

(委任)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第4項の規定は、法附則第1条第5号に定める日から施行する。

附 則 (平成28年12月22日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日条例第1号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則 (平成29年6月26日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年12月26日条例第34号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月26日条例第55号）

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日条例第12号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月25日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月29日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月23日条例第42号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

機関	事務
1 市長	法別表第1の15の項下欄に掲げる事務に準ずる事務であって、生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対するもの
2 市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による居宅サービス等を利用する被保険者が負担すべき額の一部を補助する事務であって規則で定めるもの
3 市長	川口市障害者福祉手当支給条例（昭和45年条例第17号）による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第22号）による受給資格の登録及び医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	川口市子ども医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第38号）による受給資格の登録及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第35号）による受給者証の交付及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	川口市営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第47号）第2条第4号に規定する市単独住宅（以下「市単独住宅」という。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの

8 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）により、経済的理由によって現に就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して支給する就学に必要な扶助（以下「就学援助」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
---------	--

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	法別表第2の26の項第2欄の事務	障害者関係情報、川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による受給資格の登録及び医療費助成金の支給に関する情報（以下「重度心身障害者医療費関係情報」という。）、川口市障害者福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する情報（以下「障害者福祉手当関係情報」という。）、川口市子ども医療費の支給に関する条例による受給資格の登録及び医療費の支給に関する情報（以下「子ども医療費関係情報」という。）又は川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による受給者証の交付及び医療費の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	法別表第2の26の項第2欄の事務に準ずる事務であって、生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対するもの	地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項による福祉手当の支給に関する情報、重度心身障害者医療費関係情報、障害者福祉手当関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、子ども医療費関係情報、ひとり親家庭

		等医療費関係情報、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「後期高齢者医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	介護保険法による居宅サービス等を利用する被保険者が負担すべき額の一部を補助する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報及び生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報等」という。）又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	川口市障害者福祉手当支給条例による福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報等又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による受給資格の登録及び医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報等、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、子ども医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報、国民健康保険給付関係情報又は後期高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	川口市子ども医療費の支給に関する条例による受給資格の登録及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報等、重度心身障害者医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報又は国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例に	地方税関係情報、生活保護関係情報等、中国残留邦人等支援給付等関係情報、重度心身障害者医療費関係情報

	よる受給者証の交付及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	報、児童扶養手当関係情報、子ども医療費関係情報、国民健康保険給付関係情報又は後期高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報等又は障害者関係情報であって規則で定めるもの

**別表第3 (第4条関係)**

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	法別表第2の26の項第2欄の事務	教育委員会	就学援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	法別表第2の26の項第2欄の事務に準ずる事務であって生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対するもの	教育委員会	就学援助に関する情報又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		市長	生活保護関係情報等であって規則で定めるもの